

逗子市施設予約システム運用事業者選考プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

逗子市施設予約システム運用事業

(2) 調達方針

ア 本市の求める要件及び機能を満たすサービスの提供を、We b技術を使って受託者から通信回線（インターネット）を介し享受するものとする。

イ 受託者は本市が求める要件及び機能を満たすシステムを日本国内のインターネットデータセンター（以下「IDC」という。）に設置し、通信回線（インターネット）を介して安全にサービス提供するものとする。業務端末操作者及び使用者はパソコン及び携帯電話を用いてSSL等の暗号化通信によりシステムへの接続を行なえるものとする。

(3) 現状

現行の施設予約システムは、S a a Sを利用したシステムを導入している。
(<https://web01.rsv.ws-scs.jp/zushi/web/>)

(4) 施設数等

施設数 7施設（市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、文化プラザホール、市立体育館、第一運動公園、池子の森自然公園）

利用者登録数 8,605件（令和2年4月1日現在）

2019年度年間申込件数 37,311件

(5) 施設予約システム使用期間

令和3年3月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで

(6) 施設予約システム運用開始日

令和3年3月17日（水）（予定）

(7) 事業の範囲

ア 構築したシステムを、通信回線（インターネット）を介してASP（S a a S）サービスとして提供を行う。

イ システム運用中の円滑な運用をサポートする業務（業務端末操作者からの質疑応答等）

ウ ASP（S a a S）において提供される施設予約システム標準機能の機能向上業務（システムのバージョンアップ）

エ 業務を開始するにあたり、運用開始日までに以下の準備作業を実施すること。

- ・システム構築
- ・システム設定

- ・データ移行作業（利用者登録データ、令和2年度を含め過去2年分のデータ及び令和3年度以降の抽選申込及び予約申込データ）
- ・業務端末操作者研修

オ 次期システム構築に関する対応

委託期間終了後に別システムに移行する場合は、次期システムの構築時に以下の対応を行うこと。

- ・次期システムへの移行データの作成及び移行データ仕様の開示
- ・次期システムへの移行後、システムに保存されているデータの削除作業及び削除した証明書の提出を行うこと。

(8) 予定価格

施設予約システムの予定価格は、5年総額40,942,440円（税込）（月額682,374円（税込））とする。

2 参加要件

- (1) 逗子市における令和元・2年度逗子市一般競争入札参加資格（一般委託「情報処理業務委託」）の認定を受けている者であること。または、第一次審査までに、令和元・2年度逗子市競争入札参加資格（一般委託「情報処理業務委託」）の認定を受けている者であること。
- (2) 提案書提出期限から契約締結までの全期間にわたって、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準（平成18年4月1日施行）（以下「措置基準」という。）に基づく停止措置を受けていないこと。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）第122条の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
 - ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、逗子市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- (3) 本市の室数と同規模以上の地方自治体において、複数の施設で運用される施設予約システムの導入実績が過去10年以内にあること。
- (4) 提案事業者及びIDCは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証とプライバシーマークの認定を受けていること。

3 提案書

- (1) 提案書はA4版、横書き、長辺綴じの印刷物とする。ただし、必要に応じてA3版を折込んで使用することを可とする。

- (2) 提案書は仕様書と同様の構成、順序とすること。
- (3) 提出する提案書には、目次及びインデックスを付けること。また、体裁は、A4フラットファイルとし、フラットファイルの表紙及び背表紙に「施設予約システム管理運用業務提案書」及び提案事業者名を記載すること。

4 見積書

金額は、施設予約システムを令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間利用することを想定して見積もること。

5 調達仕様確認書

本市の調達仕様について機能実現を確認するものであり、機能実現項目欄に○、△、×を下記の要領により記載すること。説明があれば備考欄に記載すること。

「○」・・・標準機能で提供可能（オプションの場合はその旨を記載すること。）

「△」・・・カスタマイズをすることで提供可能。カスタマイズにかかる費用は、備考欄に記載すること。なお、カスタマイズにかかる費用については総額に含めること。

「×」・・・本システムでの機能提供不可。

6 契約条件

施設予約システム管理運用使用料委託契約は5年間の長期継続契約とする。

7 スケジュール

(1) 質問書提出期限

質問事項があれば別添の質問書により、令和2年9月23日（水）正午までに電子メールにて提出すること。（提出先：siminkyoudou@city.zushi.lg.jp）

(2) 質問書回答

質問書の提出があった場合は、令和2年9月24日（木）（予定）に市ホームページに掲載する。

(3) 提案書提出期限

令和2年9月28日（月）午後5時までに事務局（市民協働課窓口）に以下の部数を持参すること。

- ・正本（要押印） 1部
- ・副本 2部
- ・副本（記名及び押印の無いもの） 5部

※副本については、提案書の文面から事業者名等が推測されるような記載を除いてください。

(4) 第一次審査結果通知

参加者全員に、10月1日（木）（予定）に電話またはメールにて通知する。

(5) 第二次審査

第一次審査を通過した者については、プレゼンテーションによる審査を実施する。
10月7日（水）～10月14日（水）の間で開催予定

(6) 最終選考結果通知

最終選考結果を10月15日（木）（予定）に郵送にて通知する。

8 選考方法

(1) 第一次審査

本市の調達仕様の充足度及び提案書の内容について、評価基準に沿って審査を行う。
提案事業者が多数の場合は、評価点の高い者から3者を第二次審査実施対象者として選定する。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した者について、プレゼンテーション実施後、見積価格、操作性及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に沿って審査を行う。第一次審査と第二次審査の結果より合計評価点を算出し、評価点が最も高い者を受託候補者として特定する。評価点が2番目に高かった者を補欠受託候補者とし、受託候補者が辞退した場合は、補欠受託候補者が受託候補者となる。

9 審査内容

(1) 審査の配点は、次の割合で設定する。

第一次審査	240点
第二次審査	360点
合計	600点満点

(2) 採点は3段階とし、優れているを5点、基準を満たしているを3点、劣っているを1点とする。また、項目の重要度に応じて1から3までの係数を乗じて採点する。調達仕様書の充実度、見積費用等一部の採点項目は、別途採点基準を定める。

(3) 見積費用については以下のとおり採点する。

見積額の合計額を採点対象とし、合計見積額が予定価格を10万円下回るにつき、10点加算し、最大50点まで加点する。

(4) 審査については、逗子市施設予約システム事業者選考委員会において実施する。

10 事務局

〒249-8686

神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

逗子市市民協働部市民協働課市民協働係

電話：046-873-1111（内線266）

ファクシミリ：046-873-4520

e-mail：siminkyoudou@city.zushi.lg.jp

11 その他

- (1) 提案にかかる費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は一切返却しない。
- (3) 提案書類等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (4) 提案書等は、逗子市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、企業秘密など公開されることにより貴社が不利益を被るおそれのある情報が含まれないように注意すること。
- (5) 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。